

旧所沢浄化センター跡地利用計画

質疑・回答 第2回（平成26年2月21日）

審査

Q1．審査結果をホームページに公表するとなっていますが、どこまでの内容を公表されるのでしょうか。会社名だけでなく点数や金額等も公表されるのでしょうか。

A1．公有地の売却にかかる経過を市民に説明する必要があることから、以下の内容を公表いたします。なお、選定委員会での審査内容は公表しません。

- ・全ての提案についての、提案趣意書、街区のイメージパース、土地等買受希望価格、総得点及び選定委員会の講評。
- ・優先交渉権者となった事業者（JV等のグループの場合は構成員の全て）については会社名も公表します。

Q2．募集要項30～31ページにおいて、事業提案等の評点は500点満点で、その配点内訳は評価区分～までが370点、～までが130点となっていますが、評価区分毎の配点をご教示下さい。

A2．各評価区分、評価項目毎の配点は、審査基準の詳細な内容に係わることとなるため公開できません。

Q3．資格審査の評価内容で「経営点数40点以上」とは、何を基準に評点するのでしょうか。

A3．提出された「応募者に関する資料」の内、「過去4期分の計算書類」等をもとに、予め選定委員会が策定した審査基準に基づき応募者の資力、信用を採点します。なお、審査基準の内容は公開できません。

Q4 . 法定雇用率の認定方法について：本件事業所でなく、事業者単位（全事業所）でみることは可能でしょうか。新たに障害者雇用を要求するものでしょうか。また、グループの場合、JV 全社が障害者雇用の項目を遵守する必要があるか、それとも JV 間の 1 つの企業でも遵守していればいいものなのでしょうか。

A4 . 「法定雇用率を超える計画」は、募集要項 27 ページで遵守事項として定める「障害者雇用の計画」の例示のひとつであり、本件事業所・全事業所等、提案方法について本市で定めることはいたしません。なお、新たに創出される「障害者雇用の計画（雇用外の提案を含む）」を求めるものであり、JV 構成員全ての事業者を求めるものではなく、計画全体で創出される事項について提案いただくものです。

Q5 . 特例子会社の設置は必要条件でしょうか？会社の中、及び既存の子会社での対応では駄目でしょうか？

A5 . 特例子会社の設置、法定雇用率を超える計画を例示していますが、これらが難しい場合は、雇用外の提案（社会福祉法人との連携や NPO 的貢献などの企業貢献）など何らかの提案を必ず示してください。

Q6 . 地元企業参加の認識は、工事中の交通整理や仕出し弁当の活用程度のものも含まれるのでしょうか。

A6 . 土地利用計画への直接参加、施設等建設工事、施設等管理運営業務での参加又は活用について示してください。交通整理要員や仕出し弁当等での活用については、表記されるのは自由ですが参考程度とします。

Q7 . 保育施設の設置について：比較的高年齢層の採用を予定していることから、必要性が低いと考えていますが、設置は必要条件でしょうか？

A7 . 保育施設の設置は、加点の対象として評価する留意事項であり遵守事項ではありません。従って、必ずしも設置を義務付けるものではありませんが、従業員のニーズに合わせて計画してください。

Q8 . 「ICT を活用した福祉サービス」と記載ありますが、具体的なイメージがありましたら、ご教示ください。

A8 . インターネットを活用した生活支援、福祉サービス、御用聞きサービス等のネットインフラ整備やサービス事業者との提携による各種サービスの導入等をイメージしています。

事業スケジュール

Q9 . スケジュールについて：例えば、製造業が事務所（本社）等を先行して建設し、その後、製造工場の移転を考えている場合、22 ページに記載あるとおり、引渡し日から 5 年以内に提案した全体の事業計画が完成すればよろしいか。

A9 . 5 年以内に全てが完成すれば良いものとしします。但し、質問の様な段階整備計画がある場合には、予め必ず事業計画書、事業スケジュールに具体的な内容を明記してください。

Q10 . 建設計画協議の具体的なスケジュールの記載がありませんが、優先交渉権者となった場合、基本協定書締結後開発計画・建設計画協議を開始できますか。また、引渡し前に上記申請を行うことは可能でしょうか。

A10 . 募集要項 8 ページのフローに示した本事業に係る手続きと、所沢市街づくり条例及び都市計画法に係る手続きは、基本的には別のものです。ただし、募集要項のフローにある「建設計画協議」は、本市と事業者が事業内容の最終確認を行う場として設けていますので、これに至るまでに、所沢市街づくり条例及び都市計画法にかかる手続きについて、関係課との調整を行い、計

画の詳細まで詰めてください。なお、「建設計画協議」終了後に開発事業申請及び開発許可申請をしていただき、その承認及び許可により内容が確定することになります。

ご質問にかかる所沢市街づくり条例及び都市計画法に係る手続きについては次のとおりとなります。

- ・ 開発事業及び開発行為に係る個別の相談はいつでも対応いたします。
- ・ 大規模開発事業を行おうとする開発事業者は、所沢市街づくり条例第 24 条の規定に基づき、開発事業申請書を提出しようとする日から起算して 3 ヶ月前までに大規模開発事業に係る計画について市長と事前相談することとされています。なお、大規模開発事業相談書は基本協定書締結後に提出してください。

参加資格・事業主体

Q11 . JV での土地の取得方法は共有のみとなっていますが、まずは代表企業 1 社が取得して、分筆後に代表企業から JV 各社への転売という組立は可能でしょうか。

A11 . 質疑・回答第 1 回（平成 26 年 2 月 6 日）を参照ください。

Q12 . Q11 で質疑した転売の組立が可能となった場合、JV 協定書は、JV 全社間で結ぶのではなく、取得する代表企業とそれぞれの事業者で別々で JV 協定書を結ぶことは可能でしょうか。（例： 代表企業 A - 住宅系 B、 A - 産業系 C、 A - 産業系 D といったような JV 協定書の締結方法）

A12 . 質疑・回答第 1 回（平成 26 年 2 月 6 日）を参照ください。

Q13 . JV 各社のマンション事業者が優先交渉者決定後、もしくは契約締結後、事業継続できなくなった場合、他の事業者が確保できれば変更することは可能ということで宜しいでしょうか。

A13 . 事業提案及び事業計画の内容を継承できる事業者であると本市が承認できる場合は変更を認める場合があります。

Q14 . 共同企業連合体協定書(見本)の内容を修正した上で締結することは可能でしょうか。

A14 . 示した協定書案は見本です。募集要項の趣旨を踏まえたうえで、実際の事業の枠組みに合わせて修正することは可能です。

Q15 . 住宅事業者の資格要件は、募集要項 11 ページ(5)に記載のある ~ 全て必要なのでしょうか。

A15 . 必要です。全ての要件を満たした事業者としてください。

Q16 . 住宅事業者に関する要件について、グループでの申請において、各々では資格要件を満たしていない場合、いずれかの企業がその要件を満たしていれば、総合的に資格要件があるものと判断して宜しいでしょうか？

A16 . 例えば、応募者を単体の法人とし、購入後に住宅販売事業者に所有権移転して住宅の設計・建築・販売を行う場合には、応募者と設計・建築・販売を行う事業者が協定等を締結して一体で事業を行うことを確約し、応募図書に添付のうえ本市に提出してください。設計・建築・販売を行う事業者が異なる場合は、全ての事業者についての協定書が必要となります。また、この場合の添付書類は JV の場合と同等とし、これに基づき資格審査を行います。

Q17 . 戸建、マンションも 1 宅地イコール 1 戸とカウントしてよろしいでしょうか？

A17 . 戸建て住宅は 1 画地 1 戸として総戸数を、マンションは建設する総戸数を計画に明示してください。

売却価格の決定・支払方法

Q18 . 撤去工事や造成費（付帯工事費含む）に係る見積書は、公開図書の工事費金抜設計書に基づいて作成しなければいけないのでしょうか。

A18 . 原則として、公開図書の工事費金抜設計書の内訳書に記載された項目に基づいて作成してください。公開図書は現時点で本市が把握している状況に基づき最も合理的と考えられる内容で作成していますので、これと異なる工事を行う場合には、それに応じた内容とすることは可能です。ただし、有害物質等の除却にかかる費用等で本市が認めるもの以外の費用は、売買代金の確定に反映させることはできません。

Q19 . 売買代金の確定は、基本協定締結後の事前調査により判明した費用増減部分のみ金額の増減が認められ、それを反映すること可能であると考えてよろしいか。

Q20 . 募集要項の 6 ページに、「・・・施設の撤去計画が、当初の本市の想定と著しく異なる・・・と認められるときは、甲乙双方の積算額をつき合せ、その差額となる見積もり額を査定し土地等買受希望価格を増・減額し売買代金の額を確定する」とありますが、同 8 ページのフロー図にあるように、この売買代金の確定時期は工事着手前になっています。工事着手してから土壌汚染や地中障害物の有無等、当初の想定との相違が判明する場合がありますが、その場合には再度協議の上売買代金額の変更が可能と考えてよろしいか。

Q21 . 同 25 ページに「地中障害物の有無を確認するため・・・契約締結後に土地利用事業者が試掘調査等を実施する場合、その調査に要する費用は、すべて事業者負担していただきます。」とありますが、調査に基づき増額となった撤去工事費用については別途協議の上売買代金額の変更が可能と考えてよろしいか。

Q22 . 残存物（汚染水、汚泥等）の処理費用が発生した場合も「事前の現地調査等に基づく甲乙協議」事項と理解して良いのでしょうか。

A19～22.

基本協定締結後の事前調査により売買代金の増減への反映の対象とするものは以下の4項目となります。残存施設の撤去及び付帯工事に伴う擁壁の新設等については計上し得るものを算定して売却価格へ反映しているため、下記4項目以外の土壌汚染、地中障害物撤去等、土木工事、付帯工事については、売買代金の確定には反映いたしません。及びの有害物質調査に係る調査費用は売却価格に反映されています。

工事着手後に土壌汚染や地中障害物の有無等、当初の想定との相違が判明した場合は、全て事業者の費用と責任において処理してください。

法令により撤去計画の届出が義務付けられている物で、本市の有害物質調査において当該用地内に一部存在することを把握し、撤去方法及び撤去数量を想定し費用を算出している焼却炉施設等におけるダイオキシン類及び建築設備等におけるアスベスト類の除却に係る費用。

本市がA地区撤去数量計算書で予め指定した、大型のトランス・コンデンサー類等におけるPCB類の含有に伴う本市指定場所への移管のための当該用地からの搬出、運搬に係る費用。

D地区における吐口の閉塞、除却等について、提案される事業施設の内容によりこれを現状で再利用する場合の費用。

残存の汚染水及び汚泥の処理費用。

Q23. 工事費金抜設計書と図面の相違点(例; ヒューム管と塩ビ管)も「事前の現地調査等に基づく甲乙協議」事項と理解して良いでしょうか。

A23. 本市の指定する対象物以外の、工事費金抜設計書や図面と現場での実際の数量の相違点は、事前の現地調査等に基づく甲乙協議の対象とはいたしません。事業者の費用と責任において適切に処理してください。なお、「本市の指定する対象物」については、Q19～22への回答を参照してください。

Q24. JVの共有で契約した場合の残金の支払い方法を教えてください。

A24. 共有で契約した場合は代表企業へ全額を請求します。なお、登記は各々

の持分比に応じた共有となります。

Q25 基本協定を締結し、契約保証金を支払ってから仮契約締結するまでの間に、本事業を辞退した場合には、契約保証金の取り扱いはどうなるか。また、優先交渉権者となってから契約保証金を支払うまでの間に本事業を辞退した場合には、ペナルティは発生するでしょうか。

A25 . 優先交渉権者となった場合は、速やかに基本協定書を締結し、契約保証金を支払っていただきます。原則として辞退は認めません。

契約保証金を支払った後に仮契約締結までの間に本事業を辞退した場合は、募集要項 32 ページの基本協定書に示したとおり契約保証金は返還しません。なお、本市の事情により優先交渉権を解除した場合には保証金を返還します。ただし、その場合は利息を付しません。

また、優先交渉権者となってから契約保証金を支払うまでの間に本事業を辞退する場合には、明確な辞退理由を示し本市の承認を得てください。本市が辞退理由を承認できない場合は所要の措置を講じます。

提出書類・プレゼンテーション

Q26 . プレゼンテーションの方法に規定はありますか。

Q27 . 事業提案書の様式について枚数制限はありますか。また、様式以外の補足資料（パワーポイント等）等を添付することは可能か。

Q28 . プレゼンテーションでは、事業提案書以外の補足資料等を使用することも可能か。

A26 ~ 28 .

事業提案書の様式について枚数制限はありませんが、できるだけ簡潔にまとめてください。プレゼンテーションの実施方法等は応募図書の提出以降に通知します。概要としては、事業提案書様式以外の補足資料の提出は不要ですが、提案趣意書を中心に簡潔に説明していただき、様式以外の補足資料(パワーポイント等)等を添付することも可能とします。

有害物質等の調査・処理

Q29 . 平成 25 年 6 月 30 日以降、対象地において土壌調査における汚染のおそれと考えられる行為は無いと考えてよろしいですか（関係者以外敷地に入ることができず、施設は稼働停止しており、有害物質の持ち込みや使用が無いということによろしいですか）。

A29 . 本市の調査によれば、対象地において土壌調査における汚染のおそれと考えられる行為は無いと考えています。

Q30 . 土壌汚染状況調査報告書に条例調査と自主調査がありますが、両方の調査結果を所沢市環境対策課に正式報告されていますか。また、埼玉県環境部署はその結果をご存知ですか。

A30 . 両調査結果につきましては、本市環境対策課に報告済みです。なお、本市は埼玉県から権限委譲政令委任を受けておりますので、調査結果を県に報告する必要はありません。

Q31 . 募集要項の下水道維持課関連で水槽内底部に排出処理が必要な汚泥がある可能性がある」と記載されています。大まかな数量がわかればご開示ください。

A31 . 消化槽内に約 3,000 m³（汚泥約 90 m³を含む）の下水処理水が充填されています。

Q32 . 資料 - 10 - 4 図中の東側に危険物貯蔵庫があり、危険物貯蔵の看板がそのままでしたが、油は処分済でしょうか。

A32 . 当危険物貯蔵所につきましては、残存危険物を全て処分・移設した上で消防署にも廃止届出書を提出済となっています。

Q33 . 資料 - 10 - 4 図中の旧汚泥処理施設に発電機設備が確認され、危険物貯蔵の看板がそのままでしたが、発電用の油とバッテリーは処分済でしょうか。

A33 . 油については全て処分してありますが、バッテリーにつきましては残置されたままになっています。なお、管理棟受電室内にもバッテリーが残置されています。

Q34 . 図面番号 A - 7 セクション別全体平面図 (6/7) の中の照明について、水銀灯の安定器及び建物内の蛍光灯安定器の PCB 含有調査は実施されていますでしょうか。

A34 . 本市の公共施設の蛍光灯等に使用された安定器については、PCB に関する調査・交換を実施済みです。万一、施設解体中等で PCB 含有の安定器類が発生した場合は、本市の所有廃棄物として引き受けることができます。

Q35 . PCB の処理については、市の保管場所に移管し、運搬については別途協議とありますが、別途と考えてよろしいか。また、保管先場所までの距離、現地での車上渡しの方法、保管箱の有無等について示してください。

A35 . PCB 汚染が確認された場合は、環境省が定める「低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン (平成 25 年 6 月)」に従い、保管事業者である本市の管理の下に作業を行っていただきます。運搬方法等の詳細は別途協議してください。また、当該用地からの搬出及び運搬に係る費用については事業者の負担となりますが、基本協定書第 2 条第 4 項の規定を適用します。

指定する電気設備については、容器等での保管はされていません。運搬に際しては、漏洩を防止するために必要な運搬容器の準備が必要となります。

Q36 . 資料 - 10 - 4 図中の旧汚泥処理施設にボイラー室があり、ボイラーの排気用に地上に煙突が存在しますが (設備 8 に相当するものと思われます) 煙突のアスベスト調査及びダイオキシン調査の資料が開示資料からは得られま

せんでした。所沢市の方でそちらの調査は実施されていますでしょうか。

A36 .本市では調査していません。事業者の費用と責任において調査を実施し、使用部材、残留濃度に問題があれば本市と除却に係る費用について協議してください。

街づくり条例・開発許可・工事条件

Q37 .「利用敷地面積の過半を産業用地」とありますが、利用敷地面積から提供公園は除外できますか？37,382.42 m²の1/2以上ということでしょうか？

A37 .新たに築造する道路や所沢市街づくり条例等により設ける公園等で、本市へ寄付採納するものについては、利用敷地面積から除いて算定することができます。

Q38 .緑化面積の算定根拠は(敷地面積 - (敷地面積 × 建ぺい率)) × 50% = (37,382.42 - (37,382.42 × 60%)) × 50% = 7,476.48 m²でよろしいでしょうか？

A38 .当該事業における必要緑化面積は、全体敷地から算出した7,476.49 m²を基本とします。なお、道路後退等で本市に帰属する箇所は敷地面積から控除します。

Q39 .公園面積は売却対象地37,382.42 m²の3%になるのでしょうか？

A39 .住宅事業が含まれる場合、公園、緑地等の面積は、住居系建築物の用に供する開発事業区域面積に3%を乗じた面積以上としてください。

Q40 .Q11で質疑した転売の組立が可能となった場合に、JV各社へ所有移転す

る際にも大規模土地取引行為の届出は必要となってくるのでしょうか。

A40 . 必要です。ただし、届出の時期が「6月前まで」でなくてもやむを得ないものとしします。なお、届出後、街づくり条例第20条の3の規定による助言を受けた後に契約等の手続に進む必要があります。

Q41 . 計画敷地のボーリングデータがございましたら、開示をお願いできますでしょうか。

A41 . ボーリングデータは有りません。

Q42 敷地内の常水位がわかるボーリングデータ(特に北側道路面に面した位置)がございましたらご開示ください。

A42 . ボーリングデータは有りません。

Q43 . 土質断面想定図に3本のボーリング柱状図が示されていますが、当該敷地の地質性状をもう少し詳しく把握致したく、地質調査報告書も公開して下さいますようお願い致します。

A43 . 地質調査のためのボーリングはしておりませんが、場内の東西2本の井戸を掘った際の地質標本があります。

Q44 . 計画地が浄化センター前の地歴がわかりましたら開示ください。

A44 . 浄化センターが建設される以前は、畑、山林、原野及び雑種地として土地利用されていた事が「土地利用履歴調査の結果(公開図書「土壤汚染状況調査結果報告書(平成25年8月)」7ページ)」からわかっています。

Q45 . 計画地と隣地の境界は確定しているのでしょうか。また、境界確定している場合は、証明する資料はおありでしょうか。

A45 . 旧所沢浄化センター用地図のとおり境界確定しています。所沢市道との境界については確定図を、衛生センター敷地との境界については測量図を参照してください。

Q46 . 既存インフラ（上下水道、ガス、電気）の1次側の処理はすべて敷地外で処理されていると考えてよろしいでしょうか？

A46 . 全て使用は停止されていますが、接続箇所は残された状態にあります。これらの撤去、継続使用、新設等にあたっては各供給事業者と協議の上、適切に処置してください。

Q47 . 土工（掘削 7,400 m³、埋戻し 15,900 m³）はどこに計上されてますでしょうか？

A47 . セクション 5.建築物撤去(- 5 - 1)の建 - ~ までの土工量の集計です。

Q48 . 所沢市が造成費を見積る上で計画している素造成計画平面図(- 1 - 4)がございしますが、こちらの素造成計画に一度合わせて造成計画をする必要があるのでしょうか。それとも、あくまでも参考として考えれば宜しいのでしょうか。

A48 . 便宜上、中途段階の素造成を想定したもので、あくまでも参考としてください。

Q49 . 図面番号 A - 7 セクション別全体平面図 (6/7) の中で、買主負担による洗浄が必要な配管はありますか。

A49 . 本市は、事業者の負担による洗浄が必要な配管の有無は把握しておりません。その様な配管が存在した場合は、事業者の費用と責任において適切に処置してください。

Q50 . 1 ページ「なお、撤去が不完全で残存物がある場合～ゆえに、施工及び品質管理には十分に留意して実施ください」、5 ページ「すべての撤去が必要な建築物、設備等が残置されています」とありますが、地上部の建築物についての全ての撤去はもちろんです、地下に埋設されている建築物は、必要な個所のみ撤去を行う方法での提案としても構わないでしょうか。それとも、地下の建築物も全て撤去するという考えでしょうか。

A50 . 必要な個所のみ撤去を行う方法での提案は認めません。地下の建築物、構造物等も全て撤去してください。

Q51 . 河川脇道路と西側構内道路築造について、原則工事期間中は昼施工で交通止めとし、夜間開放と考えて宜しいでしょうか。

Q52 . 河川放流部への整備工事について、作業は道路側からとし、昼施工で工事中通行止め、夜間開放と考えて宜しいでしょうか。

A51 ~ 52 .

本市建設部、所轄の警察署及び地元自治会と協議してください。なお、河川脇道路と西側構内道路は、敷地西側に隣接して稼働中の所沢市衛生センター(し尿処理施設)のバキューム車が搬入のため通行しています。この通行、衛生センターの稼働を妨げないよう配慮した施工計画としてください。

Q53 . 北側の東川沿いの市道を、標準幅員 9m の道路に拡幅するとありますが、公開図書の河川道路計画図を参照すると、拡幅後幅員 9m ないように見受けられます。現況道路と分筆部分を道路拡幅すると、9m 道路になると考えて宜しいのでしょうか。

A53 . 現況道路に分筆部分を含めた幅員が、一部 9m に達しない場合においても、やむを得ないものと判断しております。

Q54 . 計画地東側ベルク前交差点（信号あり）から、県道 24 号線まで河川沿いの部分を道路として拡幅は可能でしょうか。

A54 . 川越県土整備事務所の許可が必要です。また、道路の線形について本市建設部との協議が必要です。

Q55 . 公募用資料の C 地区設計図に現在の敷地内に電柱があり、電柱の移設は今回の事業者の工事範囲に含まれるのでしょうか？ご指示ください。又、川側の電柱（4 本）、カーブミラー（3 枚）、道路標識及びガードレールは既存のままの考えでよろしいでしょうか？ご指示ください。

A55 . 敷地内の電柱移設は今回の事業者の工事範囲に含まれます。また、その他の道路内既存占有物、安全施設等の処置については、本市建設部、交通安全課及び警察署と協議してください。

Q56 . 公開図書である工事費金抜設計書の摘要にある代価表を開示して頂けないでしょうか？

A56 . 開示はいたしません。

Q57 .衛生センター西側隣地の土地北側の道路幅員はどのように取り扱われるか。

A57 .本市と関係権利者において、旧所沢浄化センター跡地にかかる道路拡幅に合わせた道路整備を行う予定です。

その他

Q58 .事業計画をたてる上で、固定資産税及び都市計画税の算出が必要になりますので、計画地の評価額や課税標準額をお教え頂けますでしょうか。

A58 .概算値の算出が可能です。土地利用に関する計画図等を持参のうえ、本市資産税課へご相談ください。

Q59 .北側道路の交通量、西側隣地し尿処理施設へのバキュームカーの交通量は開示できませんでしょうか。また、そういったデータがない場合、調査は可能でしょうか。

A59 .北側道路の交通量に関しては、データがありません。調査を行う場合には警察署の許可が必要となります。

バキュームカーの交通量は開示可能です。本市資源循環推進課にご相談ください。

Q60 .計画地上の建築物等は登記されていませんが、所有権移転時、解体するものとして改めて建築物を登記する必要はないということで宜しいでしょうか。

A60 .必要ありません。

Q61 .障害者雇用に対する補助金、この施設に対する助成金はあるのでしょうか？

A61 . 企業立地支援条例による進出企業への奨励金及び障害者雇用推進企業支援補助制度がございます。概要は次のとおりです。

企業立地支援条例による奨励金
障害者雇用推進企業支援補助制度

本市のホームページ「障害者雇用推進企業支援補助金のご案内」

<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/enjoy/sangyo/keieisien/shougaishakoyou/index.html>

及び「その他、障害者福祉に関する制度等を網羅するページ」

<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kenko/syogaifukushi/index.html>

を参照してください。

Q62 . 知的障害者の中でも、比較的軽度な人材を市で斡旋してもらえますでしょうか？

A62 . 本市では行っておりません。

Q63 . 障害者雇用に資する仕事の提供をしてもらえますでしょうか？

A63 . 本事業者の実施に関連して、本市が特別に仕事を提供することはいたしません。

Q64 . 「道路舗装や道路施設・植栽・土留擁壁等の撤去数量を計上した。」とありますが、敷地の南側の生垣や場内の植栽に関しては、伐採・撤去することなくそのまま利用することも可能でしょうか。

A64 . 可能です。

Q65 . 募集要項 27 ページ「八建設計画及び外構計画」に『(a) 産業系車両の進入については、北側の東川沿いを正面とする施設配置としてください』とあるが、東側の道路に営業車両等の出入り口を作ることは可能か。

A65 . 北側の東川沿いを正面とする施設配置としてある場合には、東側の道路にも出入り口を作ることは可能です。

Q66 . 近隣からの具体的な要望はあるか。

A66 . 北側道路について、工事完了後は交通量が増加すると思われるため、子供連れや老人が安心して歩けるような状態にしてほしいとの意見がありました。

お問い合わせ

所沢市 産業経済部 産業振興課

担当：産業支援グループ

T E L 04-2998-9157

F A X 04-2998-9162

E-Mail : a9157@city.tokorozawa.saitama.jp
